

平成26年 第3回

仁木町議会定例会会議録

(2日目)

開 会 平成26年9月25日

閉 会 平成26年9月25日

仁 木 町 議 会

平成26年第3回仁木町議会定例会（2日目）議事日程

◆日 時 平成26年9月25日（木曜日）午前9時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会委員長報告
- 日程第3 報告第3号 総務経済常任委員会審査報告書
- 日程第4 議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合規約を変更するための協議について
- 日程第5 同意第1号 仁木町教育委員会委員の任命について
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 意見案18号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第8 意見案19号 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正等を求める意見書
- 日程第9 意見案20号 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書
- 日程第10 意見案21号 危険ドラッグ（脱法ハーブ）の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書
- 日程第11 意見案22号 産後ケア体制の支援強化を求める意見書
- 日程第12 意見案23号 奨学金制度の充実を求める意見書
- 日程第13 意見案24号 魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書
- 日程第14 意見案25号 北海道電力の電気料金再値上げに関する意見書
- 日程第15 意見案26号 土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見書
- 日程第16 委員会の閉会中の継続審査
- 日程第17 委員会の閉会中の所管事務調査

平成26年第3回仁木町議会定例会（2日目）会議録

開 会 平成26年9月25日 午前 9時30分

閉 会 平成26年9月25日 午前10時30分

 議 長 山 下 敏 二 副 議 長 横 関 一 雄

出席議員（9名）

1 番 野 崎 明 廣	2 番 住 吉 英 子	3 番 嶋 田 茂
4 番 宮 本 幹 夫	5 番 大 野 雅 義	6 番 林 正 一
7 番 上 村 智 恵 子	8 番 横 関 一 雄	9 番 山 下 敏 二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	教育委員会委員長	高 木 僚 一
副 町 長	美 濃 英 則	教 育 長	角 谷 義 幸
総 務 課 長	林 典 克	教 育 次 長	嶋 井 康 夫
財 政 課 長	岩 井 秋 男	農 業 委 員 会 会 長	天 野 信 文
会 計 管 理 者	鹿 内 力 三	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(泉 谷 享)
企 画 課 長	鈴 木 昌 裕	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳 岡 廣
住 民 課 長	門 脇 吉 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(林 典 克)
ほ け ん 課 長	川 北 享	監 査 委 員	中 西 勇
農 政 課 長	泉 谷 享		
建 設 課 長	岩 佐 弘 樹		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	浜 野 崇
議 事 係 主 任	松 岡 亜 希

開 会 午 前 9 時 3 0 分

○議長（山下敏二）おはようございます。

これから、会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山下敏二）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

9月24日に引き続き、1番・野崎君及び2番・住吉君を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（山下敏二）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村委員長。

○議会運営委員長（上村智恵子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。去る9月24日、水曜日に議会運営委員会を開催し、今定例会の追加議案の取扱い等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、追加付議事件について申し上げます。報告1件が追加で付議されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第2までは、これまでと同様に進めます。日程第3・報告『総務経済常任委員会付託案件審査報告書』については、9月24日に委員会付託された議案1件の報告を受けた後、即決審議でお願いいたします。日程第4の規約変更、日程第5の同意、日程第6の諮問、日程第7から第15の意見書については、先に決定のとおり進めることとします。日程第16・委員会の閉会中の継続審査、日程第17・委員会の閉会中の所管事務調査については、先に決定のとおり進めます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（山下敏二）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 総務経済常任委員会審査報告書

○議長（山下敏二）日程第3、報告第3号『総務経済常任委員会審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○総務経済常任委員長（林 正一）議長。

○議長（山下敏二）林委員長。

○総務経済常任委員長（林 正一）それでは、私の方から総務経済常任委員会審査報告書について、ご説明いたします。

別冊議案書の1ページでございます。報告第3号、総務経済常任委員会審査報告書。本委員会に付託さ

れた次の事件の審査結果を別紙のとおり報告する。平成26年9月24日、仁木町議会総務経済常任委員会委員長 林 正一。議案第7号、仁木町道路線の認定について（北星2号線）。

次に、2ページでございます。総務経済常任委員会審査報告書。本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告します。事件の番号・議案第7号、付託年月日・平成26年9月24日、件名・仁木町道路線の認定について（北星2号線）、審査の結果・「可決すべきもの」と決定。平成26年9月24日でございます。

次に、3ページでございます。総務経済常任委員会審査報告の概要について、説明いたします。付託案件でございますが、議案第7号、仁木町道路線の認定について（北星2号線）、平成26年第3回仁木町議定会定例会（平成26年9月24日付託）でございます。付託案件の内容でございますが、町は、上記道路線を道路法第8条第2項の規定に基づき、町道として認定したいので、議会の議決を求めるというものでございます。委員会の開催年月日は、平成26年9月24日でございます。委員会出席者及び仁木町議会委員会条例第18条の規定による出席者は、記載のとおりでございます。また、事務局の出席者についても記載のとおりでございます。審査の経過でございますが、本議案は、町道認定という地域住民の生活の根幹に関わる重要な事項であるため、路線の現地調査なども実施し、周辺地域の状況も十分考慮し、審査を行いました。審査は、町から町道認定に至った経緯についての説明があり、委員からは、道路周辺の地権者との調整や除雪等に関わる対応についての質疑がありました。なお、討論はありませんでした。決定事項、以上の質疑を経ての審査の結果は、全員賛成で「可決すべきもの」と決定してございます。本委員会において、以上のとおり決定したので、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。平成26年9月24日、仁木町議会議長 山下敏二様。仁木町議会総務経済常任委員会委員長 林 正一。以上でございます。

○議長（山下敏二）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

林委員長、自席へお戻りください。これより、討論・採決を行います。

それでは、議案第7号『仁木町道路線の認定について（北星2号線）』の討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町道路線の認定について（北星2号線）』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町道路線の認定について（北星2号線）』は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第8号

北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議について

○議長（山下敏二）日程第4、議案第8号『北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議に

ついて』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第8号でございます。北海道市町村職員退職手当組規約を変更するための協議について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と北海道市町村職員退職手当組規約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。平成26年9月24日提出、仁木町長 佐藤 聖一郎。

なお、詳細につきましては、林総務課長からご説明を申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（林 典克）議長。

○議長（山下敏二）林総務課長。

○総務課長（林 典克）議案第8号、北海道市町村職員退職手当組規約を変更するための協議につきまして、ご説明いたします。

北海道市町村職員退職手当組とは、組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同で処理することを目的に設置された組織であります。この度、根室北部廃棄物処理広域連合が平成27年4月1日付けで新たに本組合の組織団体として加盟することとなり、組合の共同で処理する団体数の変更に伴う規約の改正が生じたので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。新旧対照表をご覧願います。右側が現行の規約で、左側が変更案であります。アンダーラインを付してある部分が今回変更する箇所であります。別表の区分欄の（根室）の項中、中標津町外2町葬斎組合を中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合に改めるものであります。施行期日につきましては、総務大臣の許可の日から施行するものであります。以上で、説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『北海道市町村職員退職手当組規約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『北海道市町村職員退職手当組規約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

日程第5 同意第1号 仁木町教育委員会委員の任命について

○議長（山下敏二）日程第5、同意第1号『仁木町教育委員会委員の任命について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）同意第1号でございます。仁木町教育委員会委員の任命について。仁木町教育委員会委員 端 涼子は平成26年9月30日にその任期を満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、下記の者を仁木町教育委員会委員に任命したので議会の同意を求め。平成26年9月24日提出、仁木町長 佐藤 聖一郎。

記といたしまして、余市郡仁木町南町2丁目17番地3、端 涼子。昭和48年12月28日生まれでございます。

主な経歴といたしましては、平成4年3月、札幌厚別高等学校卒業、平成6年3月、札幌専修短期大学幼児教育学科卒業、平成6年4月、社会福祉法人ひまわり学園就職、平成9年3月、社会福祉法人ひまわり学園退職、平成10年8月、社会福祉法人北海長生会特別養護老人ホームしおん園就職、平成12年2月、社会福祉法人北海道長生会特別養護老人ホームしおん園退職、平成22年10月、仁木町教育委員会委員、平成25年10月、仁木町教育委員会委員長職務代理として現在に至っております。また、家庭においては、平成11年11月、端 王佐武氏と婚姻され、夫であります王佐武氏とともに農業に従事し、現在に至っており、中学1年生のお子さんを始め一男二女の母親でもございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項で地方公共団体の長は、委員の任命にあたっては、委員の内に保護者が含まれるようにしなければならないこととされております。つきましては、現在、仁木町教育委員会委員長職務代理として就任されている上、児童生徒の保護者として学校事業に積極的に参加されている端 涼子氏が教育委員会委員に適任と考えますので、ご同意くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午前 9時47分

再 開 午前 9時52分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

これから、同意第1号『仁木町教育委員会委員の任命について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第1号『仁木町教育委員会委員の任命について』を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔「全員起立」〕

○議長（山下敏二）「全員起立」です。

したがって、同意第1号『仁木町教育委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（山下敏二）日程第6、諮問第2号『人権擁護委員候補者の推薦について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）諮問第2号でございます。人権擁護委員候補者の推薦について。人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第3条の規定により、本町の区域に置かれている人権擁護委員 加藤美佐子は、平成26年12月31日にその任期を満了するため、同法第6条第3項の規定に基づき、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求める。平成26年9月24日提出、仁木町長 佐藤 聖一郎。

記といたしまして、余市郡仁木町大江2丁目978番地、加藤美佐子。昭和22年8月5日生まれでございます。只今議案を朗読させていただきましたとおり、人権擁護委員を務められております加藤美佐子氏が平成26年12月31日をもって任期満了となることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、同人を再任候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

加藤美佐子氏は、昭和22年8月5日伊達市生まれで満67歳でございます。住所は仁木町大江2丁目978番地で、昭和46年3月に北海道教育大学函館分校をご卒業しております。昭和46年4月から京極町立北岡小学校を始めとして、喜茂別町立喜茂別小学校、寿都町立美谷小学校、仁木町立大江小学校、倶知安町立倶知安小学校に教諭として勤務、平成8年7月から京極町立南京極小学校、倶知安町立東小学校で教頭として勤務した後、平成12年4月からは黒松内町立黒松内小学校、喜茂別町立喜茂別小学校に校長として勤務、平成20年3月に定年退職をされております。教員として37年間勤務しておりました。定年後は仁木町大江に住居を構え、平成20年4月から若鮎太鼓郷土芸能保存会事務局、平成20年11月から仁木町社会教育委員、平成21年11月から仁木みらい塾事務局、平成23年5月から仁木町文化連盟事務局、平成21年5月から平成25年3月まで大江老人クラブ桃の会事務局、平成25年4月から平成26年3月まで大江老人クラブ桃の会会長等を歴任し、平成24年1月から現在まで人権擁護委員を1期務められております。人権擁護委員は、地域社会において人権相談、人権啓発、人権救済など人権擁護活動に積極的に従事することが求められることから、地域社会において信頼されるに足りる人格識見や中立公正さを兼ね備えていることのほか、社会貢献の精神に基づいて熱意をもって積極的かつ活発な人権擁護委員活動ができる方が望ましく、私としましては、再度加藤美佐子氏を推薦いたしたく、議会のご意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、諮問第2号『人権擁護委員候補者の推薦について』を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、候補者は「適任である」として答申することに賛成の方は、起立願います。

〔「全員起立」〕

○議長（山下敏二）「全員起立」です。

したがって、諮問第2号『人権擁護委員候補者の推薦について』は「適任である」として答申することに決定しました。

日程第7 意見案第18号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第7、意見案第18号『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）提出意見書について、ご説明いたします。別冊議案書の7ページでございます。

意見案第18号『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書』、上記意見書を別紙のとおり提出いたします。平成26年9月24日提出。提出者は私、横関一雄、賛成者は、林 正一議員でございます。意見書の内容につきましては、8ページに記載のとおりでございます。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣でございます。ご可決よろしく賜りますよう、お願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。横関君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第18号『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第18号『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第8 意見案第19号

軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正等を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第8、意見案第19号『軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正等を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）意見書について、ご説明します。別冊議案書の9ページです。

意見案第19号『軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正等を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成26年9月24日提出。提出者は私、嶋田茂、賛成者は、住吉英子議員です。意見書の内容につきましては、10ページに記載のとおりでございます。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますよう、よろしく申し上げます。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。嶋田君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第19号『軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改定等を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第19号『軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正等を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第9 意見案第20号 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第9、意見案第20号『軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○3番（嶋田 茂）議長。

○議長（山下敏二）嶋田君。

○3番（嶋田 茂）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の11ページです。

意見案第20号『軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成26年9月24日提出。提出者は私、嶋田茂、賛成者は、横関一雄議員です。意見書の内容につきましては、12ページに記載のとおりでございます。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣でございます。ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。嶋田君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第20号『軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第20号『軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第10 意見案第21号

危険ドラッグ（脱法ハーブ）の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第10、意見案第21号『危険ドラッグ（脱法ハーブ）の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の13ページです。

意見案第21号『危険ドラッグ（脱法ハーブ）の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書』、上記意見を別紙のとおり提出する。平成26年9月24日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、嶋田茂議員です。意見書の内容につきましては、14ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、国家公安委員長です。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第21号『危険ドラッグ（脱法ハーブ）の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第21号『危険ドラッグ（脱法ハーブ）の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第11 意見案第22号 産後ケア体制の支援強化を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第11、意見案第22号『産後ケア体制の支援強化を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の15ページです。

意見案第22号『産後ケア体制の支援強化を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成26年9月24日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、嶋田茂議員です。意見書の内容につきましては、16ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第22号『産後ケア体制の支援強化を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第22号『産後ケア体制の支援強化を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第12 意見案第23号 奨学金制度の充実を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第12、意見案第23号『奨学金制度の充実を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の17ページです。

意見案第23号『奨学金制度の充実を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成26年9月24日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、大野雅義議員です。意見書の内容につきましては、18ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣です。ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第23号『奨学金制度の充実を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第23号『奨学金制度の充実を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第13 意見案第24号 魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第13、意見案第24号『魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○2番（住吉英子）議長。

○議長（山下敏二）住吉君。

○2番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の19ページです。

意見案第24号『魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成26年9月24日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、大野雅義議員です。意見書の内容につきましては、20ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣です。ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第24号『魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第24号『魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 意見案第25号 北海道電力の電気料金再値上げに関する意見書

○議長（山下敏二）日程第14、意見案第25号『北海道電力の電気料金再値上げに関する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の21ページです。

意見案第25号『北海道電力の電気料金再値上げに関する意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成26年9月24日提出。提出者は私、上村智恵子、賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につま

しては、22ページに記載のとおりですが、北電の価格を値上げした場合、仁木町の年間の負担増は352万円になると出ていました。再値上げにより北海道経済はますます疲弊します。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。上村君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第25号『北海道電力の電気料金再値上げに関する意見書』を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔「起立多数」〕

○議長（山下敏二）「起立多数」です。

したがって、意見案第25号『北海道電力電気料金再値上げに関する意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 意見案第26号 土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見書

○議長（山下敏二）日程第15、意見案第26号『土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の23ページです。

意見案第26号『土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成26年9月24日提出。提出者私、上村智恵子、賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、24ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。上村君、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第26号『土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第26号『土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第16 委員会の閉会中の継続審査

○議長（山下敏二）日程第16『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

林総務経済常任委員会委員長、上村議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第17 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（山下敏二）日程第17『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

林総務経済常任委員会委員長から所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。林総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、林総務経済常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時26分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）山下議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

平成26年第3回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には本定例会に提案いたしました案件につきまして、格別なご審議の下ご可決賜り、心より感謝とお礼を申し上げます。また、議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして、議員の皆様から賜りました多くのご意見・ご指摘等を踏まえ、今後の町政運営に取り組んでまいります。

今年は例年になく本町でのイベントが多くございました。町制施行50周年記念に併せた行事もございましたが、本年から新たに行ったイベントもいくつかございます。それらの行事の合間に、私も各地区での

神社のお祭りに参加させていただきました。よく祭りとは政治はどちらも政であるというふうに言われております。確かにかつては、政教一致又は祭政一致という政治形態でありました。しかし今日、日本国憲法第20条では、信教の自由は保障されても国及びその機関はいかなる宗教的活動をしてはならないと謳われております。基本的人権の要であります信教の自由とこれを制度としてより確実に保障するために、政教分離の原則が規定されたわけであります。だが、私が考えるに神社の行事は決して宗教的な活動ではなく、大事な地域活動の一環であるというふうに考えております。地域住民の皆さんが地元の神社を守り、それによって代々地域の絆を深めている、それに対する応援はむしろするべきであるというふうに思っています。いずれにせよ、これから少子高齢化により地域を守る人間が減少していく状況が予想される中、地域の行事が減り、地域住民の連携が無くなると住民の繋がりが希薄化してまいります。この大事な地域の伝統を無くしてはならないという強い思いを忘れずに、今後もお祭りやイベント行事に多くの人々が集い、賑やかな町になりますよう、町民の皆様ともども努力してまいります。

結びに、これから日増しに秋の深まりを感じる季節を迎え、気温も下がり寒くなりますが、議員各位にはくれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げますとともに、町政発展のために更に一層のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。2日間、誠にありがとうございました。

○議長（山下敏二）お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。これで、本日の会議を閉じます。

平成26年第3回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ご苦労様でした。

閉 会 午前10時30分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成26年第3回仁木町議会定例会（2日目）議決結果表

会 期 平成26年9月24日～9月25日（2日間）

2日目 平成26年9月25日（木曜日）

（開会～午前9時30分 / 閉会～午前10時30分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第3号	総務経済常任委員会審査報告書	H26.9.25	報 告
議案第8号	北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議について	H26.9.25	原案可決
同意第1号	仁木町教育委員会委員の任命について	H26.9.25	同意可決
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	H26.9.25	適任答申
意見案第18号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	H26.9.25	原案可決
意見案第19号	軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正等を求める意見書	H26.9.25	原案可決
意見案第20号	軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書	H26.9.25	原案可決
意見案第21号	危険ドラッグ（脱法ハーブ）の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書	H26.9.25	原案可決
意見案第22号	産後ケア体制の支援強化を求める意見書	H26.9.25	原案可決
意見案第23号	奨学金制度の充実を求める意見書	H26.9.25	原案可決
意見案第24号	魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書	H26.9.25	原案可決
意見案第25号	北海道電力の電気料金再値上げに関する意見書	H26.9.25	原案可決
意見案第26号	土砂災害対策及び治水対策の促進を求める意見書	H26.9.25	原案可決